

エア・ウォーターの森  
ホール利用規約

エア・ウォーター北海道株式会社

## 第1条 利用規約について

エア・ウォーターの森イベントホール（以下「当ホール」といいます。）をご利用いただく場合、利用規約を以下の通り定めておりますので、ご確認のうえ、エア・ウォーター北海道株式会社（以下「当社」といいます。）の指示のもとで当ホールを利用することをご了承ください。

## 第2条 利用時間、利用料金について

基本利用時間は9：00～21：00であり、準備・設営・撤去など一切の時間を含みます。午前・午後・夜間での料金設定となり、一時間単位での貸出は行っておりません。

表1：基本利用料金表（税込）

午前料金 (9:00～12:00)		午後料金 (12:00～17:00)		夜間料金 (17:00～21:00)	
平日	土・日・祝	平日	土・日・祝	平日	土・日・祝
33,000 円	49,500 円	55,000 円	82,500 円	66,000 円	88,000 円

9：00以前、または21：00以降をご利用の場合、準備・設営・撤去にかかわらず、時間外利用料金が適用されます。時間外利用をご希望の際はお申込み時に必ずお伝えください。

表2：基本時間外利用料金表（税込）

基本時間外利用料金			
(8:00～9:00)		(21:00～22:00)	
平日	土・日・祝	平日	土・日・祝
14,000 円	21,500 円	21,500 円	28,500 円

## 2 営利割増について

お申込みの主催者が営利団体（株式会社、有限会社、相互会社等の営利法人）、個人もしくは非営利団体であっても、ご商談、商品説明会や宣伝を行う等営利や営業目的に該当する場合、営利割増を適用します。

割増料：10割増（割増料適用後の料金＝利用料金表の該当料金×2倍）

## 3 備え付け備品

当ホールの備え付け備品のご利用は無料です。備品は下記の通りとなります。

- (1) 長机 33卓
- (2) 椅子 150脚
- (3) プロジェクターおよびスクリーン 1機
- (4) モニター（天井吊固定式）2台
- (5) 音響設備（ピンマイク、スタンドマイク、卓上マイク、ミキサー、アンプ、スピーカー）
- (6) リモートカメラ（録画・ライブ配信用）
- (7) パーテーション 5台
- (8) 演台 1台
- (9) ステージ 4台

設備および備品明細を別途資料にてご参照願います。

## 4 ホールサイズ

ホール寸法は9.6m×19.2mで、柱部分を含みます。

## 第3条 利用申込手続について

利用日の12ヵ月前からお申込みが可能であり、ご利用希望日から60日前までにお申し込み願います。（※お急ぎの場合は別途ご相談ください）

下記ホームページ内のお申込みフォームにてお申込みください。当社からの申込承諾のご連絡をもって利用申込契約が成立するものといたします。

◆問合せフォーム <https://airwater-souen.jp/contact-shisetsu/>

お申込み受付後、弊社担当者より内容確認のご連絡を致します。

## 第4条 お支払い

ご利用料金はお申込み確認後5営業日以内にご請求書を送付致しますので、銀行振込にて利用予定日の30日前までにお支払いください。なお振込手数料は利用者負担とさせていただきます。

- 2 利用者が前項に定める支払日に所定の利用料金を支払わなかったときは、事由の如何にかかわらず、利用申込は効力を失うものとさせていただきます。

## 第5条 申込の変更・キャンセルについて

利用申込書受付後の利用者都合による日程変更、およびキャンセルの際は下記AWの森事務局までメールにてご連絡下さい。

AWの森事務局：[info@airwater-souen.jp](mailto:info@airwater-souen.jp)

## 2 キャンセルについては下記キャンセル規定に基づき返金致します。

- (1) ご利用日の 21 日前まで=ホール利用料金の 50%の返金
- (2) ご利用日の 20 日以内=返金なし

## 第6条 利用制限について

下記の事項に関わる催事については、当社の判断によりお申込をご遠慮いただく、もしくは利用の制限をすることがありますので、事前にご相談ください。

- (1) 当ホールの収容人員を超える来場人数が想定される催事
- (2) 当ホールの振動・騒音に対する許容計画値を超えることが想定される催事
- (3) 強い臭気を発生させる催事
- (4) 火気・水・圧縮ガスなどを利用する催事
- (5) 計画電気容量を超える催事
- (6) 動植物など生体を扱う催事
- (7) 政治活動・宗教活動に関する催事
- (8) 公序良俗に反すると認められる催事

その他、管理運営において支障のあるとき、または支障が予測されるとき

## 第7条 予約の取消、利用中止について

利用契約成立後または利用中においても、次の場合には利用契約の取消、または利用中止の措置をとることがあります。この場合、利用契約金および利用契約残金の払戻はいたしません。また、利用中止によって生じる利用申込者のいかなる損害に対しても、当社は一切の責任を負いません。

- (1) 指定日までに、利用契約金および利用契約残金のお支払いが無いとき
- (2) 催事の内容が、管理上または風紀上好ましくないと当社が判断したとき
- (3) 使用申込フォームにおいて、利用目的や利用内容に虚偽の記載が判明したとき
- (4) 当社の許可なく、ご利用の権利を譲渡または貸与したことが判明したとき
- (5) 関係法令および関係諸官庁の指示に反するとき。また、関係諸官庁から中止勧告がなされたとき
- (6) 騒音・振動・臭気など、他に迷惑となる恐れがあるとき。または、他に迷惑を及ぼしたと当社が判断したとき
- (7) 利用中に、利用申込者、利用申込関係者および利用者の責に帰すべき事由に起因する事故が起きたとき
- (8) 本利用規約を遵守していただけないとき

- (9) 当社の許可なく、指定以外の場所で催事行為や作業を行ったとき
- (10) 当ホール内の防災設備等が正確に機能しないような造作・運営等を行ったとき。または問題があると当社が判断したとき
- (11) 他の利用者もしくはレストラン、キッチンラボ関係者、または来館者・当ホール周辺および近隣住民等に迷惑を及ぼす恐れがあると当社が判断したとき
- (12) 当ホール内に危険物を持ち込む行為、または建物全体・付帯設備・備品等を損壊し催事の実行が困難と当社が判断したとき
- (13) 関係諸官庁や当社に事前に許可を得ておらず、かつ当社が危険を生ずる恐れがあると判断した火気の使用（指定場所以外での喫煙を含む）、または裸火・煙および許容範囲を超えると判断するようなドライアイスの使用等
- (14) ごみの投棄等、当ホール内外、周辺施設を不衛生な状態にしたとき
- (15) 当ホール周辺に自動車・バイク・自転車等を路上駐車し、当社の移動指示に従わないとき
- (16) 当ホール内外・周辺で、その他の第三者に迷惑を及ぼす言動および行為を行ったと当社が判断したとき
- (17) 利用申込者および利用者が、暴力団・暴力団関係企業・総会屋もしくはこれらに準ずる者、またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）であると認められるとき。または利用申込者の役員および従業員または関係者に、反社会的勢力と密接な関係を有する者がいると認められたとき
- (18) 当施設または当社従業員に対して暴力的な行為を行ったとき。または、合理的な範囲を超える負担を要求したとき
- (19) 上記以外の項目において、いかなる理由があろうとも当社の指示および注意に従わないとき。または本規約に違反すると当社が判断したとき

#### 第8条 契約解除等について

利用申込成立後または利用中においても、次の場合には利用契約の取消、解除または利用中止の措置をとることがあります。この場合、既にお納めいただいた利用料金は返金いたしますが、これによって生じる利用申込者のいかなる損害に対しても、当社は一切の責任を負いません。

- (1) 天災、火災、その他不可抗力によって、当ホールの利用が困難になったとき
- (2) 大規模地震対策特別措置法により、警戒宣言が発令されたとき
- (3) 使用申込者が、下記のいずれかに該当したとき
  - a. 仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき
  - b. 自ら振り出した手形もしくは小切手の不渡り処分を受け、または銀行取消処分を受けたとき

- c. 営業廃止または会社解散および営業停止処分を受け、または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき
- d. 破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらの申立をしたとき
- e. 経営状態が悪化し、本契約を継続することが著しく困難であると客観的に認められたとき

第9条 保安・管理目的での立入について当社は、当ホールの維持、保安および管理のために必要な場合、利用時間内にいつでも当ホールに立入り、必要な措置を講ずることができるものとします。この場合において、利用者は、当社の立入りおよび当社が講ずる措置に協力しなければならないものとします。

#### 第10条 免責および賠償について

事前の荷物の発送に伴う、荷物の中身の紛失・破損事故については、当社は一切の責任を負いません。

- 2. 展示品ならびに利用者および第三者の所有物の盗難、毀損等による損害、および来場者等の人身事故については、当社は一切の責任を負いません。
- 3. 利用者が他の利用者もしくは館内テナント・テナント関係者または来館者・当ホール周辺および近隣住民等に損害を与えた場合は、相手方が被った損害を賠償していただきます。

上記のほか、利用者が利用規約に違反した場合は、これによる損害を賠償していただきます。

- 4. 万一に備え、イベント保険等の損害保険や傷害保険にご加入することをお薦めいたします。
- 5. 当ホールおよび搬入出時の警備については、利用者の責任と費用負担において警備会社または警備担当員の配置を行い、交通整理・場内整理・盗難・火災・事故等の防止に努めてください。

ただし、共用部における警備については、別途協議させていただきます。

- 6. 天災地変、関係諸官庁からの指導、その他当社の責に帰さない事由により当ホールの利用が中止された場合、当社はその損害について一切の責任を負いません。
- 7. 当社の責に帰すべき事由により、利用者が損害を被り、当社に対しその損害の賠償を請求した場合は、当社は受領する利用料金の範囲内において賠償するものとします。ただし、利用者の損害のうち、機会損失等の得べかりし利益に関して当社はその損害の責任を負いません。
- 8. 本規約および当ホールの利用については、日本国において有効な法令を準拠法とし、当ホール利用等にかかわる訴訟等については、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意

管轄裁判所とします。

#### 第 11 条 原状回復（事前確認、事後確認）について

当ホール内外の建造物・設備・備品等を、汚損・毀損または紛失した場合、利用申込者はこれを原状に回復するために要する、直接および間接の費用一切を賠償していただきます。

2. 利用申込者は入館後直ちに、当ホール担当者立会のもと事前の原状回復確認（以下「事前確認」といいます。）をしていただきます。
3. 利用申込者は催事終了後、当ホール担当者立会のもと事後の原状回復確認（以下「事後確認」といいます。）をしていただきます。  
その際、新たに発見した損傷箇所については、利用申込者の責任において損害を賠償していただきます。
4. 当社の責に帰さない事由により事前確認を行わなかった場合、事後確認時に当ホール内外で発見した損傷箇所の全ての損害を賠償していただく場合もございます。

#### 第 12 条 利用上の注意事項について

利用者は当ホールの利用について、以下の点にご注意いただきますようお願い致します。

##### (1) 催事開始前

- a. 催事に際して、来場者への案内や御社ウェブサイト等の媒体に「エア・ウォーターの森」の名称・電話番号・住所・地図等を掲載される場合、事前に当社にその内容をご提示いただき承認を得てください。また、来場者向けの案内には、催事に関する問い合わせ先として、当社の電話番号を記載しないでください。万が一記載されても、一切のお取次ぎ・ご案内はいたしません。
- b. 催事の内容により消防署・保健所等の関係諸官庁に届出が必要な場合が生じます。その際使用者には、当社担当者とお打ち合わせのうえ、事前に届出を行っていただきます。
- c. 当社を通さずケータリング等の飲食物を手配された場合、その旨をお知らせください。また、当社で手配していないケータリング等の飲食において、食中毒等のいかなる問題が発生した場合でも、当社は一切の責任を負いません。

##### (2) 催事中

- a. 入場受付・人員整理・交通整理・安全確保および盗難等の事故防止について、責任をもって行うようお願いいたします。万が一事故が発生した場合でも、当社は一切の責任を負いません。
- b. 事前に催事責任者を明確にし、必ず会場に常駐させ、各規則事項の監督を行わせ

るようお願いいたします。

- c. 音漏れ等ホール外部に対する影響を極力抑えるため、ドアの開閉について責任をもって管理していただきますようお願いいたします。
- d. 非常事態にそなえ、利用前に必ず非常口・火災報知器・消火器等防火防災設備の位置をご確認いただき、関係者にも周知徹底願います。また、避難誘導に関する来場者への周知に努めていただきますようお願いいたします。
- e. 敷地内全面禁煙となっております。隣接する歩道、車道等での喫煙もご遠慮ください。
- f. 当施設の保安上、顔認証システムによる通行制限をしているエリアがございます。該当エリアを通行される可能性が生じる場合には事前にご相談ください。

### (3) 催事終了後

- a. 付帯設備・備品の使用後は、それらの数量・毀損等の有無を確認したうえで、係員の指示にしたがい、所定のスペースに収納願います。
- b. 催事終了後は、利用者側において清掃をお願いします。
- c. 利用中に発生した廃棄物処理対応は、お申込者様自身でお持ち帰りいただき、適正な処理をお願いいたします。

廃棄物処理業の許可を持たない他社に処理させた場合は、違法となります。

- (4) その他の事項および「第6条 利用制限について」に該当する催事は、ホール担当者と綿密な事前打ち合わせを行い、その指示に従っていただきます。

## 第13条 会場プラン、スケジュール等の打ち合わせについて

申込フォームにて、イベント概要・会場プラン・プログラム・進行表などを添付してください。

- 2 ご利用時、会場内の施工がある場合は、あらかじめホール担当者とお打ち合わせを行う様お願い致します。
- 3 施工図面・仕込図・電気関係図面などのほか、施工業者・関連業者のリストなどのご提出をお願いする場合がございますのでご協力お願い致します。

## 第14条 関係諸官庁への届出、ホールへの提出

ご利用の打ち合わせが済みましたら、必要に応じて下記届出を関係諸官庁へご提出ください。許可された下記届出書類の写しは、各1部を当ホール担当者へご提出ください。

- (1) 消防関係届出（催物開催届出、防火対象物一時使用届出、禁止行為解除申請等）

中央消防署予防課 TEL:011-215-2120

- (2) 音楽著作権使用の場合

社団法人日本音楽著作権協会 TEL:03(3481)2121（代表）

- (3) 飲食を伴う催事等を行う場合



札幌市保健所 TEL:011-622-5170

(4)会場内外での安全をはかるため必要と思われる場合 (VIP、入場者等)

中央警察署 TEL:011-242-0110

ご利用当日に届出内容、指示・許可事項について、関係諸官庁の担当者が査察を行うことがあります。届出書・許可書等を必ず保持し、利用者が必ず査察に立ち会ってください。

【制定・改定】

制定：2024年10月1日

改定：2024年12月23日（第2条4項、第3条追記。図面・画像追加）

2025年4月1日（第2条表1変更、3項追記、第3条変更）

エア・ウォーター北海道株式会社



ホール寸法：9.6m×19.2m（柱部分含む）

